

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事							
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表)					
大阪府中央区久太郎町2-4-31 クラボウ本社ビル		日本ジフィー食品株式会社					
		〒606					
京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。							
特定事業者の主たる業種	食品製造業						
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))						
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月						
基本方針	エネルギーの消費効率の改善、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進により、10%以上のCO2削減を目指す。						
推進体制	生産本部長を管理責任者とする環境管理委員会の設置と実施計画の策定、進捗管理の実施。						
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容				
	18年度	給排気ファン	製造現場給排気ファンのインバータ制御による消費電力の削減				
	18年度	トイ熱回収	回収トイを、熱交換器を介しボイラ給水に熱回収				
	19年度	廃水処理ブロー	廃水処理装置原水槽ブローの間欠運転化による消費電力の削減				
	19年度	工場用水送水ポン	1号送水ポンプにインバーターを設置し送水圧力を制御				
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	報告年度(実績) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (実績) (%)	
	A 事業所等排出区分	7,236 t	6,176 t	-14.6 %	5504.7 t	-23.9 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%	
	C その他排出区分	6.88 t	7 t	1.7 %	6.4 t	-7.0 %	
	排出合計	*1 7,243 t	*2 6,183 t	-14.6 %	*4 5,511 t	-23.9 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)			報告年度(実績)		
		取組量等	(二酸化炭素換算(t))		取組量等	(二酸化炭素換算(t))	
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t		(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t		(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kWh	(削減量) t		(発電量) kWh	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kWh	(削減量) t		(購入量) kWh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t		*5 t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績) *1 7,243 t	目標年度(計画) (42)-(43) 6,183 t	削減率(計画) -14.6 %	報告年度(実績) (44)-(45) 5,511 t	削減率(実績) -23.9 %		
特記事項	当事業所は平成18年1月にボイラ燃料を重油から都市ガスへ変更しており、これにより大幅なCO2削減を図ると共に、生産現場排気ファンモーターのインバータ制御化、廃水処理設備のブロー間欠運転実施等によりCO2削減を図った。平成19年度については、稼働率の低下により-24%(基準年度比)のCO2削減となったが今後は低稼働時の効率的なエネルギー消費を目指し更なるCO2削減を図る。						
連絡先	担当部署						
	担当者氏名						
	住所						
	電話番号						
	ファクシミリ番号						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の2
 5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減へ向、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。